



遺産相続の手続を簡略化

法定相続情報証明制度って？

いよいよ5月に運用スタートします。

法定相続情報証明制度って、どんな制度？

相続に関するあらゆる手続では、まず第一に戸籍収集が必要！
なにかと手間のかかるこの作業に関して簡略化できる制度です。

現在の制度

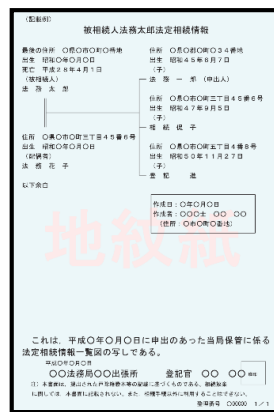
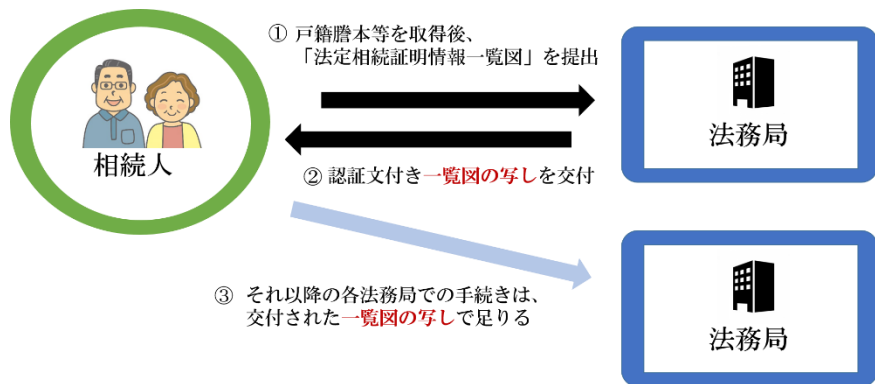
被相続人の出生～死亡までの戸籍と相続人全員の現在戸籍を一式そろえ、
その都度各法務局や金融機関の窓口へ提出します。



必要な際に法務局にて
無料で再発行できます。

新制度

戸籍一式を法務局へ提出すると「**認証文付き一覧図の写し**」を交付されます。
各法務局の窓口には、この「**認証文付き一覧図の写し**」を1枚出せば済みます。



法務局だけでなく・・・？

金融機関の相続手続にも「**認証文付き一覧図の写し**」を活用できるよう検討されています。
継続して最新動向をお伝えしてまいります！

今週の
お客様の声

他の方へ
すすめますか？

奈良県 S.M様

私は、進んで紹介致します。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

次回は制度が作られた
背景をご説明します

